

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

## 次

### ◆告示

小作料改訂基準作成調査委託要綱

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正

### ◆公告

鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験の実施

出張所々在地の変更

## 告

## 示

### 鳥取県告示第三百八十八号

小作料改訂基準作成調査委託要綱を次のように定める。

昭和二十八年九月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

武

第一 知事は農林大臣から委託を受けた農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十一条の小作料の最高額を定める基準を作成するため、この要綱の定めるところにより小作料改訂基準作成調査の一部を市町村農業委員会に委託する。

第二 小作料改訂基準作成調査は次のとおりとする。  
 一 小作地の自然的及び経済的条件の調査  
 二 特殊慣行のある小作地の小作料基準に関する調査  
 三 前号以外の小作地の小作料基準に関する調査  
 四 市町村農業委員会は第一の調査の委託を受けようとする場合は、申請書に次に掲げる書類を添え正副各一通を知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（別記第一号様式）
- 二 収支予算書（別記第二号様式）
- 三 請書（別記第三号様式）

第四 知事は必要があると認める場合には市町村農業委員会に対し計画の変更その他必要な事項を指示することがある。



鳥取県知事 氏名 殿  
小作料改訂基準作成調査委託事務請書  
昭和 年 月 日付第 号をもつて申請の標記  
委託事務を委託せられる場合には小作料改訂基準作成事  
務委託要綱の定めにしたがいより昭和 年度におこし  
当該事業を実施する旨を申請けする。

## 第四号様式

## 支出明細書

## 1 調査補助員手当

支出年月日	受領者氏名	支給額(手当又は謝金)	摘要
計			
2 旅 費			
支出年月日	受領者氏名	出張地名	出張期間
計			
計			

上記金額を支出したことを証明する。  
昭和 年 月 日  
〇〇市(町、村)收入役 氏 名 國

昭和28年9月11日

金曜日 鳥取県公報 第2447号

支 出	受 領 者	品 名	數 量	單 価	金 額	摘要
支年月日	受領者氏名	役種又は品名	數量又は員数	單価	金額	摘要
計						
3 物 品 費						
計						

## 鳥取県告示第三百九十四号

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程(昭和二十七年

十月鳥取県告示第四百八十三号)の一部を次のように改

正する。

昭和二十八年九月十一日

昭和二十八年九月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

この試験は昭和二十八年度甲種及び乙種火薬類取扱主任

者並びに丙種火薬類作業主任者の免状を交付するために

行い試験であります。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第三条第二号中「その事業費(屋内線を除く)の五割」

の下に「但し、農山漁村電気導入促進法第五条により補

助の対象となつたものについては、その事業費の三分の

二以内とする。」を加える。

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の  
補助金から適用する。

## 附 則

鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験に  
つき次のように公告する。

## 公 告

(1) 日時 昭和二十八年十月十一日午前九時から

午後五時まで

(2) 場所 鳥取県立鳥取西高等学校第一校舎

## 一一 試験の日時場所及び方法

一般火薬学 信号管、信号火せんおよび煙火製造工場保安管理技術

一般教養科目

受 驗 願 書				<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号
鳥 取 県				<input checked="" type="checkbox"/> 受理日
收 入 証 紙				
本	籍	住 所	姓 氏	年 月 日
受	驗	地	受	驗
甲種 乙種火薬類作業 丙種取扱主任者試験を受けたいので、火薬類取締法施行規則第七十八条各号に掲げる書類を添えて出 願いたします。				
年	月	日	右	
鳥取県知事 氏 名 殿			氏	
名 印			名 印	

### (3) 方法 学科試験と口答試験を行います

試験を受けようとする者は別表一の受験願書に次の書類を添付の上九月二十六日までに各都道府県出

類を添付の上九月十七日までに総理音商工議院提出し  
て下さい。

(1) 履歷書(別表一)

(3)

(3) 写真(手形とし出願前6箇月以内に撮影した正面半身像でその裏面には撮影年月日、氏名、年令、受験しようとする主任者の種類を記入すること)

四 學驗三、數米

七百円の鳥取県物入証紙を、受験願書にはつて消印を  
一なへで提出して下さへ。消印を「こどものは受付サま

せん。又受験手数料はどんな理由があつてもがえしません。

(1) この試験は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）により実施せられるものであります。

(2) 不明の点は経済部商工課指導係に問合せて下さ

備考 1 この用紙の大きさは日本標準規格B5とすること。

3 収入証紙は消印してはならない。

年月日

馬叔平集

天

名印

**甲種**  
**乙種火薬類取扱作業**  
主任者試験を受けたいので、火薬類取締法施行規則第七十八条各号に掲げる書類を添えて出

00780

昭和28年9月11日 金曜日 鳥取県公報 第2447号 8

## 別表二

履歴書

本籍

住所

氏

生年月日

名

学歴

職歴(火薬類の製造または取扱に關する作業経歴を含む)

賞罰

右のとおり相違ありません。

年月日

氏

名印

鳥取食糧事務所長 布野長良  
 出張所々在地変更について  
 当所上井支所倉吉出張所の所在地を昭和二十八年九月一日から左記の通り変更した。

事務所の所在地記

新 烏取県東伯郡倉吉町大字岡田一八六の一  
 旧 " " 大字東岩倉町二、三三〇

昭和四年四十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

印行者 島坂縣鳥取市東町  
 刷者 島坂縣鳥取市東町  
 所 島坂縣鳥取市東町  
 印刷所 島坂縣鳥取市東町

昭和二十八年九月十一日

雑報